

注意事項

応募者は、以下の各事項について承諾したうえで、「新チーム名」の応募をお願いします。

1. 「新チーム名」の知的財産権等

- (1) 応募者は、その応募した「新チーム名」の当該作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を豊田合成株式会社（以下、「豊田合成」という）に無償で譲渡し、また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を豊田合成およびその指定する者に対して行使しない旨ご了解いただくとともに、豊田合成またはその指定する者等により商標・意匠の出願・登録が行われることがあるため、その旨ご了解いただきます。
- (2) 応募者は、その応募した「新チーム名」が当該応募者自らの創作したオリジナル作品であって、既に発表されているもの（Web 上で掲載されたものも含みます。）と同一または類似ではないこと、および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを、ご確認の上、応募下さい。

2. 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用します。また、審査事務等に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。個人情報は正確かつ安全に管理し、紛失、改ざん及び漏えい等の防止に万全の注意を払います。

3. 応募作品の修正

豊田合成およびその指定する者等の判断により、応募された「新チーム名」を参考として修正を行う場合があります。

4. その他応募に関する注意事項

- (1) 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。
- (2) 応募された「新チーム名」は返却しません。また、通信の不具合が原因と考えられる場合など、「新チーム名」が受理出来なかった場合については責任を負いかねます。
- (3) 応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることをご了解いただきます。
- (4) 未成年者等の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで応募してください。
- (5) 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- (6) 応募要項に記載された事項（スケジュール、注意事項等）については、今後、豊田合成の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。
- (7) 審査過程については、個別のお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。